

京都市告示第572号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）第51条の19第1項及び第51条の20第1項の規定により、次のとおり法第51条の14第1項に規定する指定一般相談支援事業者及び法第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者を指定しました。

令和2年2月10日

京都市長 門川 大作

1 申請者

合同会社フォルト（代表社員 中森 悦子）

2 申請者の主たる事務所の所在地

京都市上京区五辻通浄福寺西入一色町27番地1メガロコープ西陣A棟661号

3 事業所の名称

相談支援事業所 ブルク

4 事業所の所在地

京都市北区上賀茂藤ノ木町21番地2

5 指定する事業の種類

計画相談支援，地域移行支援，地域定着支援

6 指定年月日

令和2年2月1日

7 事業所番号

2630101349

(保健福祉局障害保健福祉推進室)